

令和5年6月犬山市議会定例議会会議録

第3号 6月9日(金曜日)

◎議事日程 第3号 令和5年6月9日午前10時開議

第1 一般質問

◎本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問

◎出席議員(18名)

1番	丸山幸治君	10番	玉置幸哉君
2番	ヒアソキ恵子君	11番	岡 覚君
3番	増田修治君	12番	岡村千里君
4番	光清毅君	13番	鈴木伸太郎君
5番	小川隆広君	14番	沼 靖子君
6番	島田亜紀君	15番	久世高裕君
7番	諏訪毅君	16番	柴山一生君
8番	小川清美君	17番	柴田浩行君
9番	畑 竜介君	18番	大沢秀教君

◎欠席議員(なし)

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長兼議事課長	新原達也君	議事課長補佐	大鹿 真君
統括主査	松澤一悦君	主査補	高橋万祐子君

◎説明のため出席した者の職・氏名

市長	原 欣伸君	副市長	永井恵三君
教育長	滝 誠君	経営部長	井出修平君
市民部長兼防災監	武内雅洋君	健康福祉部長	高木 衛君
都市整備部長	森川圭二君	都市整備部次長	丸井良修君
経済環境部長	中村達司君	教育部長	長谷川 敦君
子ども・子育て監	小幡千尋君	消防長	大澤 満君
企画広報課長	古田隆行君	総務課長	舟橋正人君
防災交通課長	伊藤 修君	税務課長	百武俊一君
福祉課長	山本直美君	福祉課主幹	奥谷雪江君
高齢者支援課長	前田 敦君	都市計画課長	高木誠太君

都市計画課主幹	一 柳 佳 誉 君	整備課長	高 橋 秀 成 君
土木管理課長	吉 田 昌 義 君	学校教育課長	大 黒 澄 子 君
学校教育課主幹	高 木 順 二 君	文化スポーツ課長	坂 野 隆 幸 君
歴史まちづくり課長	加 藤 憲 夫 君		

午前10時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 一般質問

◎議長（柴田浩行君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許可します。

議員各位に申し上げます。8番、小川清美議員から、一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

8番 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） おはようございます。8番、創大会、小川清美です。議長のお許しをいただきましたので、3件の一般質問をしたいと思います。よろしく願いをいたします。

件名1、空き家対策についてです。

ちょうど4年前の初めての議会で、空き家除却に係る固定資産税減免について一般質問をさせていただきました。内容は、空き家となった建物を取り壊さない理由の一つとして、住宅用地には6分の1とか3分の1の課税標準額の軽減があり、一般的に住宅が存在なくなると、土地の税金が上がることになるため、一定期間、固定資産税を上げないような制度設計を提言したものでございます。そして、この提言については、直ちに実行していただき、翌年の課税から適用されることになり、大変ありがたく思っております。

そこで、要旨1点目として、固定資産税減免制度の概要と実績件数並びに危険空き家除却に係る補助施策の内容と実績について、お尋ねをいたします。

また、空き家対策特別措置法でいう特定空き家と危険空き家のそれぞれの定義についても合わせてお示しをください。よろしくお願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） おはようございます。ご質問にお答えします。

まず、特定空き家と危険空き家の違いについてですが、特定空き家は建物の危険度判定の結果を踏まえ、周辺に対する影響を考慮した評価を行い、協議会で専門家の意見を聞きながら決定するものであり、これまで指定済み特定空き家は10件であります。そのうち2件は既に解体されているため、解除済みであります。

また、危険空き家は、所有者などから判定申請を受けて職員が現地に出向き、国が定める

チェックリストに基づき、屋根に穴が空いているかなどの確認を行い、建物単体の危険度判定により、危険であると判断された建物となります。これまで判定した18件のうち4件が危険空き家となっていますが、判定は申請に基づくため、市全体に存在する危険空き家の数は把握しておりません。

次に、危険空き家に対する除却補助制度については、令和2年度より、家屋倒壊の危険を早期に解除することを目的として、令和7年度までの期間限定で、市内事業者が行う解体工事費に対する補助を実施しています。

補助の対象としては、先ほどの判定結果で、危険空き家と判定されたもので、1年以上空き家である個人所有の木造となっています。実績としては、判定申請があった件数が、令和2年度が9件、令和3年度が5件、令和4年度が4件であり、その結果、危険空き家と判定された件数が、令和2年度が2件、令和3年度が1件、令和4年度が1件ありますが、除却補助の実績はございません。

◎議長（柴田浩行君） 続いて答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。私からは、固定資産税についてお答えします。

毎年1月1日現在で、住宅敷地となっている土地は、住宅用地の特例措置により、固定資産税、都市計画税が軽減されています。そのため、空き家除却後の土地については、固定資産税の住宅用地特例が適用されなくなり、税負担が大幅に増えることから、空き家の除却が進まない状況にありました。

そうした状況を打開し、土地の有効活用、さらには周辺住民の生活環境の改善を図ることを目的として、令和2年4月1日に、犬山市危険空き家取壊し後の固定資産税の減免に関する要綱を施行しました。この要綱では、空き家除却後の土地について所有者からの申請により、除却後、最大3年度分、住宅用地特例で軽減されている税額を減免することとしています。

なお、その土地が営利目的や特定の目的で利用されたり、売買等で所有者が変更された場合は、減免が適用されなくなります。

令和2年度から今年度までの4年間で4件の申請があり、そのうちの3件に適用しています。この期間において、固定資産税が17万5,000円、都市計画税が2万3,400円減免されています。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 現在、市内に特定空き家が8件あり、また、危険空き家は所有者からの申請に基づくもので、これまでに18件申請があり、このうち4件が危険空き家と判定されたが、除却補助を受けた方はいないということが分かりました。答弁ありがとうございます。

再質問をいたします。

固定資産税の減免の実績は3件ということでございますが、その後、その敷地はどうなっ

たのか、お聞きをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

現在、減免対象となっている土地については、全て令和5年1月1日現在で更地のままと
なっており、令和5年度分の固定資産税、都市計画税が減免されております。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。更地のままで活用されていないという
ことをごさいました。所有者それぞれの事情がございますので、何とも言えませんが、利活
用には相当の期間を要するというふうに思っております。

それでは、要旨②固定資産税の住宅用地特例の解除についてでございます。

今年2月に社会資本整備審議会、住宅宅地分科会、空き家対策小委員会が取りまとめた今
後の空き家対策の在り方についてを受け、3月3日に特別措置法の一部改正案が閣議決定さ
れました。内容は、市町村長は、空き家の敷地について、固定資産税の住宅用地特例を解除
できるというもののようです。いずれは国会で審議されることとなりますが、趣旨からいっ
ても、原案どおり改正されるものと思っております。

そこで、要旨2点目として、現時点で分かっている内容や施行日などの今後の予定につい
て、お聞きをいたします。お願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

令和5年2月（※78ページに訂正発言あり）に閣議決定された内容としましては、空き家
等活用促進区域、いわゆるモデル地区の新設や、放置すれば特定空き家などになるおそれの
ある空き家などを管理不全空き家として指導、勧告などに関することが記載されています。

管理不全空き家については、勧告を受けた場合、対象の管理不全空き家の敷地は、特定空
き家と同様に、固定資産税の住宅用地特例を解除できると示されています。

しかしながら、現段階で国・県から施行などに関するスケジュールなどについて、まだ示
されておりませんので、今後情報が分かり次第、空き家等問題対策協議会での意見などを踏
まえ、犬山の現状に即した運用方法や内容について精査したいと考えています。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。新たな対策として、管理不全空き家と
いう区分を設け、こうした空き家については、たとえ住宅が建っていたとしても、特例措置
を受けられないということで、取壊しがある程度進むことを狙った国の施策ということと
理解をいたしました。

以上、要旨①、②を踏まえ、要旨③固定資産税減免の運用基準見直しについてお聞きをい
たします。

国の法改正が実施されますと、当市の空き家除却に係る固定資産税を一定期間、据え置くという取組は、さらに取壊しの促進につながるものと考えます。

そこで、2点、お聞きします。現在は危険空き家を対象としていますが、いずれ管理不全の空き家についても対象とすべきかもしれませんので、当局の現時点での見解をお尋ねします。

また、先ほど要旨①再質問で答弁がございましたように、除却されても、なかなか利活用までには至っていないのが現状のようでございます。さらに、当市の制度にインセンティブを持たせる、そういったことから、現在3年間としている猶予期間をもう1～2年延長してはどうかと思いますが、これについてもお尋ねをいたします。よろしく申し上げます。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

管理不全の空き家については、先ほど都市整備部長が答弁したとおり、現在、国や県から詳細が示されておりませんが、管理不全の空き家を勧告することとなった場合は、検討していきたいと考えております。

また、この制度は、空き家の除却促進と合わせ、除却後の利活用までの税負担の増加を抑制し、新たな土地利用を促進することを目的としているため、減免期間は最長3年としています。

減免期間の延長により、その分、新たな利活用に向けた動きが停滞してしまうことが懸念されるため、現時点では減免期間の延長は考えておりません。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございます。延長は考えていないということでした。理解をさせていただきます。

管理不全空き家については、確かに国から詳細が示されていない状態でございます。今後の動きに注視していただきたいと思いますと思っております。

それでは、件名2に移ります。件名2、街路樹についてでございます。

要旨は、街路樹の維持管理費を抑えるための方策ということでございますが、市内幹線道路には街路樹が多く植えられております。緑色は安らぎや落ち着き、平和などの意味を持っており、リラックス効果や疲労回復効果などがあると言われ、一定の良好な道路景観を形成していますが、一方で枝が覆い茂って、運転中における標識の認識性を阻害したり、電線にかかって危険な状態になったり、あるいは落ち葉によって、付近の住宅地に迷惑を生じさせるなど、負のイメージも指摘されております。

これを解決するためには、定期的な剪定などが必要でございますが、財政的にだんだん厳しい状況になってきていると思っております。

解決策として、例えば樹木のオーナー制度を導入して、特定の方々に負担していただくとか、そういった手法があるのかもしれませんが、市内の街路樹の本数から考えても非現実的であります。

したがって、今後ますます増大化していく、維持管理費を抑えるためには、計画的な街路樹の伐採もやむを得ないと思っております。本年度は、街路樹伐採委託に係る予算がかなりの額で組まれているようですが、来年度以降の予定も含めて、市の見解や計画をお尋ねします。

また、伐採ということですが、根部分の除去、いわゆる抜根も含まれているのか。あわせてお聞きをいたします。お願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

犬山市では、幹線道路を築造する際に、路線ごとに決めた樹種を、景観形成、道路利用者の快適性の確保などを目的として、街路地を植樹しました。

しかしながら、当時整備した街路樹も、年数の経過とともに、老木化、大木化し、倒木や落ち枝等による道路利用者への被害を及ぼす危険性が高くなるほか、枝葉の繁茂により、標識や横断歩道利用者などの視認不良による安全性の低下を招くなど、本来の景観形成などを目的とした植栽管理に加え、道路利用者などの事故を未然に防ぐための維持管理が求められています。

このような状況から、維持管理には多額の費用が必要となり、令和4年度に市が管理を行っている8路線の街路樹と、近接する横断歩道や標識などの周辺調査を実施しました。この調査結果を基に、愛知県建設局発刊の道路構造の手引きや現地での視認状況により、道路の安全性を向上させるため、伐採する街路樹の基準を定め、合わせて2年間で完了する計画を策定しました。

この計画の8路線には、912本の街路樹があり、伐採条件に該当する街路樹を令和5年度に240本、令和6年度に248本伐採する予定をしています。これにより、管理本数を減らし、以降の剪定回数をこれまで1から3年周期で行ってきた街路樹剪定を1から2年周期とし、落ち葉（※78ページに訂正発言あり）が繁茂する前に、適正に剪定していく計画としています。

また、手法としましては、根元で伐採するもので、抜根は周辺の構造物の復旧工事が必要となることから、現在のところ行う予定はしていません。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。今年と来年で500本余りを計画的に伐採するというので、そして伐採で、抜根までは考えていないというようなことで理解をいたしました。

なぜ抜根まで言及したかと言いますと、実は先般、市道中切線沿いにお住まいの方から相談を受けました。中切線の街路樹は全て伐採されて、今はありませんが、一部歩道内に切り株が残っており、通学路にもなっていることから、危険で何とかならないかと、そういった内容でございました。私も現地確認をいたしました。3か所ほど危ないなと感じたわけでございます。

したがって、路線によっては、抜根まで配慮していただきたいし、また伐採し、残った根っこが枯れたときは、積極的に撤去して、コンクリート舗装などをしていただきたい、そういったことを付け加えさせていただきまして、件名2の質問を終わります。

件名3、五郎丸駅の復活に向けての布石についてでございます。

原市長は、さきの2月定例議会の現県議会議員である中村市議による一般質問で、道の駅の在り方や方向性について、この1年以内に結論を出す」と表明をされました。道の駅を一つの起爆剤として、将来の五郎丸駅復活を目指す一人としまして、この発言は非常に関心が高く、重く受け止めさせていただきました。

道の駅の判断をされるに当たって、今回は随分前から私が描いていた構想を後ほどお示しさせていただきたいと思いますが、まず、このエリアにおける状況を整理しておきたいと思っております。

要旨①市街化区域編入の手順と可能性についてです。

名鉄小牧線より東の国道41号線沿いは、20～30年ほど前からいろんな計画が持ち上がっては消えるということが繰り返されてきました。市街化調整区域や、農振農用地であることなどから、大規模な開発は非常に難しいということでもあります。

本来、市街化調整区域での大規模な開発や建築物を建築するための正攻法は、市街化区域編入と思っております。そこで、今回から新人議員も多くいらっしゃいますので、確認の意味も含めて、市街化区域編入の一般的な手順と、このエリア、このエリアとは国道41号の北も南も含めてということでございますが、ここにおける編入の可能性について伺いをいたします。お願いをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

市街化区域編入の一般的な手順と可能性をお答えする前に、市街化区域に関する都市計画についてご説明します。

犬山市は都市計画法に基づき、市域の全部が愛知県の定める都市計画区域に指定されており、その区域内を計画的な市街化を図るための市街化区域と、市街化を抑制すべき市街化調整区域に区分されています。

市街化区域編入は、市街化調整区域を市街化区域に編入することですが、これは都道府県が決定するもので、市町村が自ら決めることはできません。このことを踏まえて、ご質問の橋爪・五郎丸地区の農振農用地において、大規模な開発を行う上で、正攻法となる市街化区域への編入手続をお答えします。

市街化区域への編入手続は、愛知県に対し、市町村による案の発議、申出を行うことが必要です。案の発議には、土地利用計画などとともに、地権者などの同意状況をはじめ、農業、治水、環境など、関係者、関係機関との調整協議が整った旨の資料を提示する必要があります。その市町村案を、愛知県に提出すると、県担当部局で、市街化区域への編入に関する素案が作成され、県関係機関との協議や中部地方整備局、東海農政局との調整や意見処理が行

われます。

その後、地元説明会の開催や、市町村による原案の閲覧などを経て、愛知県案の作成がされ、市町村への意見聴取、国との事前協議、都市計画案の公告、縦覧へと進みます。

最終的に、愛知県都市計画審議会への付議と、国への同意申請を経まして、都市計画決定の告示によって、市街化区域への編入となります。

次に、市街化区域編入の可能性ですが、市街化区域の編入には、大きく5つの要件を満たす必要があります。

1つ目は、都市計画区域マスタープランや、市町村マスタープランといった上位計画との整合。

2つ目は、基盤施設整備への確実性がある区域であること。

3つ目は、位置の妥当性がある地域として、住居系の新市街地は、鉄道駅や市役所からおおむね1キロメートルの地域や、現在の市街化区域に隣接する地域では、公共交通機関のバス停からおおむね500メートルなどの地域が該当します。

4つ目は、規模の妥当性。

5つ目は、低・未利用地の状況となります。

これらの要件を踏まえますと、犬山市都市計画マスタープランに位置づけのある橋爪・五郎丸地区の新市街地検討エリアにおいては、規模の妥当性を満足し、基盤施設整備が確実な事業計画があれば、可能性のあるものと認識しています。

ただし、市街化区域の編入には、農地として保全すべき区域や災害ハザードがある区域などは、原則として含めることができないとされていますので、先ほどの手順で申し上げた、関係者や関係機関との調整、協議が整っていない状況では、市街化区域への編入は認められないものとなります。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 丁寧な答弁ありがとうございました。規模の妥当性を満足し、基盤施設整備が確実な事業計画があれば、可能性のあるものと認識しているとの答弁がありました。一方で、優良な農地も含まれるなど、実務的には非常に難しいものと私は理解をしています。もし可能性のあるのならば、ぜひとも積極的に取り組んでいただきたいと思います。

こういった状況を打破するための一つの起爆剤として、開発が可能な道の駅は、順当な次の手法と考えております。

それでは、要旨②将来に向けたまちづくりの提案についてでございます。

先ほど申し上げましたように、名鉄小牧線より東の国道41号の北側及び南側は、これまでにいろんな計画が持ち上がっては消えるということが繰り返されてきました。かつては、市の庁舎を当該地に移転することで、この地域のまちづくりを進めるため、市で取り組んだこともありましたが、計画が頓挫という苦い経験がございます。

当時関わっていた一人として、このエリアを何とかすべきという強い思いを持っています。そこで、冒頭に申し上げましたように、私の考える構想を配付資料を基に説明をさせていただきます。

なお、配付資料は、市が策定した新たな都市拠点及び交流エリア基本構想の土地利用基本

構想案をそのままスキャンして使用しておりますので、見にくい箇所がございますが、ご理解のほどお願いをいたします。

今回提案させていただくエリアは、国道41号より南の図中、青色で囲まれた部分、全体面積約28.5ヘクタールのうち、紫色で着色した、新たに追加した17.5ヘクタールでございます。

なぜ、東のほうまで大きく捉えているのかということ、既成住宅地と市街化区域との連続性を持たせ、五郎丸駅復活に向け、優先的に開発をすべきと考えるからでございます。

まず、このエリアに誘致すべき公共施設として、犬山警察署の移転を考えます。敷地面積としては、現在約4,200平方メートルでございますので、来客用の駐車場の増加も考慮して約6,500平方メートル必要かと考えております。

そして、これに合わせ、運転免許センターのような施設を包括する形で、民間の自動車教習施設、約4ヘクタールを誘致、併設してはどうかと思います。理由は、以前、県に確認したところ、県内には既に平針の運転免許試験場と東三河運転免許センターがあり、立地は困難ということでございました。なので愛知県の財政的負担を軽減するため、民間とのコラボを提案するものでございます。

主に免許の更新と、高齢者の講習や実地研修に特化したもの等を想定しております。実現すれば、犬山市民のみならず、小牧、春日井、岩倉、扶桑等々、近隣の多くの県民の利便性が高まるとともに、ついでに犬山城に寄ってみようかという方も見込まれるため、当市の観光資源の活性化につながるものと考えます。

また、このほかに現時点では、市から概要が一切示されておりませんが、私の希望も含め、屋内型キッズ施設約5,000平方メートルを想定をしております。

なお、都市計画道路丸山五郎丸線沿線については、都市計画法第34条第2号の観光資源の規制緩和などによって、道の駅など起爆的な施設が立地すれば、梅坪地域のように、商業施設立地促進が期待できると考えております。

以上、大まかな説明をいたしました。実は計画のうち、愛知県警に係る部分については、原市長の県議時代にも相談していますし、先般、中村県議から、県内45警察署は、築40年以上のものが56%で、建て替えは年に1か所ずつ、古い順で実施しており、犬山は20番目とか、場所は現在地が基本とか、かなり消極的な回答であったということをお聞きいたしました。しかしながら、市が積極的に取り組むことによって、県の考え方も変わってくると思っておりますし、20年後というのはちょうどいいタイミングなのかもしれません。

ここで質問をさせていただきます。

先ほど説明いたしましたように、公共施設や商業施設など、ある程度立地が期待できると考えますが、ニュータウン東側200メートル以内の土地、面積で言うと約8ヘクタールでございますが、ここについては、商業施設の立地は難しく、農地としての存続も好ましくないということから、住宅地を想定すべきと考えます。

そして、こうした大型住宅地開発を実現するためには、市街化調整区域内地区計画の手法がまず考えられると思っております。そこで、調整区域内地区計画による開発の可能性をお伺いいたします。お願いをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

市街化調整区域内地区計画による住宅地の開発は、犬山市市街化調整区域内地区計画運用指針に沿った開発計画について、都市計画法に基づく手続により、地区計画を決定し、開発許可申請を経て行うこととなります。

この運用指針は、市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域内に、秩序ある土地利用の観点から、都市計画法第34条第10号による開発許可制度の前提となる市街化調整区域内地区計画の策定に当たり、円滑かつ適正な運用が図られるよう、基本的な考えを示すものです。

運用指針に示された主な要件としては、犬山市都市計画マスタープランに明確な位置づけがあることのほか、計画区域内が鉄道駅、市役所や、これらの支所から徒歩圏おおむね1キロメートル以内にあることや、既存集落の保全、工場跡地の利活用など、既存ストックの活用やコミュニティの維持に資する計画である必要があります。

また、農林漁業振興上の開発が望ましくない区域として、農用地区域を含むことができないこととなっており、その除外が確実な区域でなければなりません。

ご提案の区域における住宅地の計画は、現状において、これらの要件を満たしておらず、市街化調整区域内地区計画を都市計画決定することはできないと考えています。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございます。当該地からおおむね1キロメートル以内に鉄道駅や市役所などが存在しないため、市街化調整区域内地区計画では難しいとのことと理解をいたしました。引き続き、自分としても研究したいと思います。

ここで市長に再質問をさせていただきたいと思います。

当該エリアの一部は、都市計画マスタープランにおいて、新市街地検討エリアになっています。また昨年度、消防庁舎建設基金が創設され、提案の区域内は建て替えの有力な候補区域の一つとも考えております。

そして、エリア内に虫食い状態で農地が残るようなことは避けていただくためにも、当初から道路配置、それから、動線計画を念頭に置くべきものと考えております。

道の駅の方向性の結論を出すに当たっては、道の駅単体で考えるのではなく、提案のように長期的で大胆な視点に立って臨んでいただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。

私としては、提案の区域にこだわっているものではありません。要は、将来の五郎丸駅復活も今から視野に入れてほしいということとでございます。市長のお考えをお聞きします。お願いをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 小川議員のご質問にお答えを申し上げます。

橋爪・五郎丸地区の新しいまちづくりは、私にとって、そして議員の皆さん、犬山市民にとって、これからやらなければならない重要な施策だという思いは全く同じであります。

その中で、先ほど市街化区域編入と市街化調整区域内地区計画の考え方については、部長が答弁をさせていただいたとおりであります。改めて橋爪・五郎丸地区の新しいまちづくりについてのお考えをお示しをさせていただきたいと思っております。

まず、道の駅構想については、さきの2月議会でも答弁させていただきました。まずは民間企業の進出が可能なかどうか、また新しいまちづくりにつながるかどうかということを考えていかなければなりません。また、屋内型キッズスペースの最適な設置場所を考えていく必要もありますし、私が公約等で掲げている沿道のにぎわいの活性化などの様々な可能性を探りながら整理した上で、今年度中に一定の方向性をお示ししたいということをお示しを2月議会で申し上げさせていただきました。

一方で道の駅構想については、今申し上げました民間企業の進出、新しいまちづくりの可能性を探っていますが、万が一断念しなければならない場合であったとしても、ただ、道の駅をつくらないということを考えるだけではありません。道の駅によらない新たな橋爪・五郎丸地区の新しいまちづくりに向けて考えていかなければなりませんし、そのほかの事業展開など、様々探っていかなければならないと思っておりますので、そうしたことも踏まえて、並行して検討の着手をしているところであります。

そして、小川議員がまさにおっしゃられたとおり、いろんな新しいまちづくりの構想は必要でありますし、施設単体でつくる計画であっていいわけはありません。ですから、国道41号のこれからの6車線化を生かしたまちづくりを考えていきたいというふうに思っています。国道41号の6車線化は、ただ渋滞解消するための道づくりではありません。これからの我々犬山の、そして皆さんの地域の新しい地域づくり、まちづくりとして考えていかなければならないと思っておりますので、国道41号の新しいまちづくりが、将来によりよい方向に導いていけるように努力をして、皆さんにお示しをしていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 市長答弁ありがとうございました。本当に、非常に道の駅の判断というのは難しく、ある意味、政治的判断というのが関係してくるかなということはお分かりしております。出された結論については、尊重していきたいと私も思っております。

橋爪・五郎丸地区の東西エリアの将来を、市長以下、担当職員の皆さんに託しますので、よろしく願いをいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（柴田浩行君） 8番 小川清美議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午前10時50分まで休憩いたします。

午前10時42分 休憩

再 開
午前10時50分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

先ほどの小川清美議員の一般質問において、森川都市整備部長より答弁の訂正の申出がありましたので、これを許可いたします。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） 先ほどの小川清美議員の1、空き家対策について、要旨2、固定資産税の住宅特例地の解除についての中で、当初、最初に、「令和5年2月に閣議決定された内容としましては」と答弁させていただいたんですけども、3月が正解というか、3月に訂正させていただきたいというものと、2番目の街路樹についてにおきまして、剪定の周期を、1から3を1から2の短くしたいという中で、「枝葉が繁茂する前に」と言うべきところを「落ち葉」と言ってしまったので、この2つの部分、修正をお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員、よろしいですか。

一般質問を続行いたします。

7番 諏訪 毅議員。

◎7番（諏訪 毅君） 7番、公明クラブ、諏訪 毅です。議長から発言のお許しをいただきましたので、先に通告しました3件について、順次質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

件名1、成年後見制度についてであります。

今回、成年後見制度について質問するきっかけになりましたのは、市民の方からの市民相談でありました。お子さんが特別支援学校に通っており、先日学校で行われた講習会で、成年後見制度について勉強する機会があり、初めて聞く話ばかりで、大変勉強になったとありました。

しかし、その講習会に仕事などで参加できなかった方もおられ、その方々に後日、講習会の内容を伝えると、「成年後見制度のことを初めて聞いた。制度について質問したいことがあったので参加をしたかった」や、「住んでいる犬山市でも講習会が開かれていないか」など様々な意見があったそうです。

さて、今年の3月に策定された犬山市地域福祉計画の中の犬山市成年後見制度利用促進基本計画の中に、犬山市内で行われたアンケートの結果、成年後見制度の認知度は約3割の方が知らないと答えたとあります。

私自身も成年後見制度という言葉はよく聞くことがあり、名前は知っていましたが、どのような制度内容かまでは、全くと言ってよいほど、知りませんでした。

ここでお尋ねをいたします。要旨1、成年後見制度について、制度の概要をお教えてください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

成年後見制度とは、民法の改正により、認知症の方、知的障害のある方、精神障害のある

方など、判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護について、代理権や同意権、取消権が付与された成年後見人等が行う仕組みとして、平成12年4月1日からスタートしたものです。

制度では、本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所が成年後見人などを選任し、必要な管理などを行う法定後見と、本人が十分な判断能力を有するときに、あらかじめ本人が管理してもらう内容や、後見人を定めておき、判断能力が不十分となった場合に、そのその定められた事項について管理などを行う任意後見があります。

なお、法定後見には、判断能力がほとんどなくなってしまった人を対象とした後見、判断能力が著しく不十分な人を対象とした保佐、判断能力が不十分な人を対象とした補助の3種類があり、判断能力に応じた支援を行います。

制度の開始手続は、本人、配偶者、4親等内の親族などのほか、法定後見については、検察官や市区町村長が申立てを行うことができるとされています。

手続について、任意後見の場合は、後見人となる方と公正証書により契約を締結し、後見が必要な事態となったときに、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てを行い、監督人が選任されることにより、契約の効力が生じることになります。

また、法定後見の場合は、家庭裁判所に後見の開始の申立てを行うことにより、後見人が選任され、必要な支援が開始されることとなります。

なお、申立てや、成年後見人等の報酬などの制度の利用には一定の費用が発生しますが、生活保護世帯や非課税世帯などには、費用の全部または一部を犬山市成年後見制度利用支援事業で助成を行っております。

◎議長（柴田浩行君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございます。なかなか難しい内容でありまして、専門用語もたくさん出てきて、先ほどの答弁を1回聞くだけでは、なかなか全てを理解するのが難しい制度であると私自身は感じました。

さて、先ほど紹介した親御さんからは、成年後見制度について、「令和4年4月1日、民法の一部を改正する法律が施行され、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられた。間もなく18歳になる子どもがいるが、携帯電話の購入やクレジットカードの作成ができるようになると思いました。このような場合、親としてどのように対応したらいいのか、また、どのような場合に、成年後見制度を利用したらいいのか。」など、これからの生活の中で、成年後見制度をどのように理解をし、活用していけばよいか悩まれています。

そして先日、「いろいろと制度について質問してみたいが、学校での講習会に、仕事などでなかなか都合がつかなく参加できていない。地元の犬山市でも、成年後見制度についての講習会や相談会は行われていないか。」との相談をいただきました。

ここでお尋ねをいたします。

要旨2、成年後見センターについてであります。

犬山市に設置してある犬山市成年後見センターについて、3点お伺いをいたします。

1点目、犬山市成年後見センターは、いつ設置をされ、どのような機能があるのか。

2点目、センターへの相談件数などの実績をお教えてください。

3点目、成年後見制度の普及のための周知方法や研修などはどのように実施をされている

のか。

以上、3点についてお伺いをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

まず1点目、犬山市成年後見センターは、国の成年後見利用促進基本計画に定める中核機関として、令和2年10月1日より、福祉課と高齢者支援課に窓口を設置して運営しています。センターの機能としては、権利擁護に関する広報、相談、制度利用促進、後見人支援があり、具体的には電話や面談による一般相談、申立てを行うための支援や、親族後見人への助言を行う利用支援、市民向け学習会や関係者向け講習などの普及啓発、家族や関係者との相談面接やケース会議への参加などの要援護者への支援などを実施しています。

2点目の実績などについてですが、相談件数としては、令和2年度は62件で、令和3年度では57件、令和4年度で38件となっており、そのうち本人に身寄りがない場合などで、市長が成年後見の申立てを行った件数は、令和2年度で2件、令和3年度では3件、令和4年度で4件となっております。

3点目ですが、制度の周知など普及啓発ですが、市では毎年1回、医療機関や介護サービス事業者などの支援者向けの研修会などを開催しているほか、市民団体から講師派遣の依頼があれば、個別に対応するなど、市民の財産と権利を守る本制度が浸透するよう努めているところです。

また、高齢者を対象として、各地区の高齢者あんしん相談センターによる情報提供や、市が作成している認知症ガイドブックに記載してお知らせしており、障害をお持ちの方については、相談支援専門員が相談内容に応じて個別にセンターへつないでいるところです。

さらに、一般社団法人、コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部、通称コスモス愛知と連携することで、制度の紹介や利用に関する市民向け無料相談会を、市役所で年4回開催します。

また、先ほど議員のご質問の中にもありました令和5年3月には、犬山市成年後見制度利用促進基本計画を策定しており、高齢者あんしん相談センターや、障害者基幹相談支援センターをはじめとする関係機関の連携強化を進めているところであり、今後は弁護士などを含む専門分野の団体とも連携するなど、地域連携ネットワークの構築についても進めていく考えです。

◎議長（柴田浩行君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございます。福祉課の窓口に「成年後見センター」と書かれているのは分かっていましたが、どのような対応をされているのかを、先ほどの答弁で確認をすることができました。

先に紹介をした方からは、「子どもの将来を考え、子ども名義の通帳を作り、貯金してきたが、18歳になると、親が子ども名義の通帳から引き出しや振り込みができないと聞いたが、どうなるのかということも、ぜひ聞いてみたい」とありました。

そして、今まで疑問に思っている、どこに聞いてよいのか分からなかった成年後見制度ですが、先日、市役所の成年後見センターで聞けることが分かり、センターの担当者の方に、制度のことや、ほかに疑問に思っていることもあるので、一度講習会を開いてほしいと相談したところ、早速来週に市役所の会議室で講習会を開催していただけるようになり、子どもさんが同じ学校に通っている親御さんを誘って、講習会に参加されるそうです。早急に講習会の対応していただいた成年後見センター担当の職員の皆様に感謝を申し上げます。

今後も一人でも多くの成年後見制度を必要とされている方へ、さらなる制度の周知を期待申し上げ、2件目の質問に移ります。

件名2、高齢者福祉サービスについてであります。

私が最近、市民の方からいただく相談の中で多くなってきたのが高齢者の方からの相談です。その中でも独り暮らしの高齢者の方からの相談が増えてきています。

例えば、「日常生活の中で何か困ったことが起きても、家族が近くにいないから、どこに相談したらよいかや、突然体調不良になったときに、近くに電話があれば、すぐに消防署に通報できるが、外で洗濯物を干したりして、電話機から離れたときに突然倒れないかなど不安になることがある。犬山市で、私のような独り暮らしの高齢者に対しての支援していただく制度、事業などはないか」などの相談をいただいております。

ここで伺いをいたします。

要旨1、高齢者福祉サービスについてであります。

独り暮らしの高齢者を対象とした見守り支援の事業の種類、そして各事業の利用状況をお教えてください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

独り暮らしの方の見守り支援は、疾患などで独り暮らしに不安のある65歳以上の高齢者を対象に、日常的な見守りと、体調の急変など緊急時の備えの2段階構えで実施しています。

まず、日常的な見守りですが、申出により曜日を決め、電話で直接本人と話をするあんしんコール事業と、申出により曜日を決め、昼食を手渡しでお届けする見守り配食事業を実施し、定期的な声かけによる安否確認を行っています。

次に、緊急時の備えですが、ボタン一つで消防署に通報できる緊急通報機器の貸出しと、センサーにより人の動きを監視し、24時間連続してセンサーに反応がない場合は、事前に登録した親族などへ自動的に通報する機器がセットになった緊急通報システム事業を実施しています。

これら支援サービスの利用者負担は、あんしんコール事業については無料、見守り配食事業は、1食につき210円を市が負担し、その差額をご負担いただいております。また緊急通報機器の貸出しは、月額525円の負担となっています。

現時点におけるこれらの事業の利用者数は、あんしんコール事業が13名、見守り配食事業が50名、緊急通報システム事業が59名となっており、令和4年度中に何らかの問題を確認し、

市が対応に動いた事例は、あんしんコール事業で3件、見守り配食事業で32件、緊急システム事業で5件となっております。

◎議長（柴田浩行君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。犬山市の高齢者福祉サービスでは、独り暮らしの高齢者に対しての見守り事業、緊急時に通報できる2段構えの事業などがあることを確認できました。

先ほども紹介した犬山市地域福祉計画の中で、高齢者世帯の状況のデータによりますと、犬山市の高齢者独り暮らし世帯は増加傾向にあり、平成12年、2000年の947世帯に対し、令和2年、2020年では3,089世帯と、この20年間で3倍以上となっているとあります。

このように、今後も増えるであろう独り暮らしの高齢者に対する福祉サービスのさらなる充実を期待し、要旨2、高齢者緊急通報システム事業について質問を移ります。

先日、次のような相談をいただきました。高齢者の夫婦お二人で住まわれている世帯で、最近ご主人が病院の施設に入ることになった。「突然、一人で生活することになり、不安だ。特に先ほどもありましたが、突然倒れて、近くに電話機がなく、消防署に連絡できないのではないかなどと考えてしまう。犬山市では、高齢者に貸し出す緊急通報システムがあることは聞いたが、市のホームページの対象者を読むと、体調面ですぐれない方などが利用対象の条件になっており、比較的健康な自分は、このシステムの対象者になれないのではないか。そして、主人が入院し、比較的健康な自分一人の世帯では、対象者から外れてしまうのではないかと考え、高齢者緊急通報システムの利用を諦めた。」とありました。

ここでお伺いをいたします。

要旨2、高齢者緊急通報システム事業についてであります。

2点、お伺いをいたします。

1点目、高齢者緊急通報システム事業の詳細、対象者、利用の条件などをお示しく下さい。

2点目ですが、先ほどの例えで挙げさせていただいた、高齢者夫婦のみの世帯で、一方が入院をして独り暮らしとなった場合は対象となるのか。また、ホームページ等に記載されている、利用できる対象者の条件が分かりづらいため、自分が対象者か迷った場合どうすればよいか。

以上、2点をお示しく下さい。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

まず1点目、システムの詳細についてですが、人感センサーによる高齢者緊急通報システム事業の詳細ですが、まず、ご利用いただくには、ご自宅に固定電話があること、電話回線を利用したシステムとなりますので、固定電話があること。それから、24時間連続してセンサーに反応がない場合の連絡先の確保ができることが必要となります。

2点目の要件などについてですが、まず、年齢の要件としては、ご病気などにより、突発的なリスクを抱える65歳以上の独り暮らしの方のほか、65歳以上の方のみで構成される高齢

者世帯で、世帯の皆さんが突発的なリスクを抱えているような場合も対象となっています。

したがって、ご質問にありました、ご家族の入院により高齢者お一人となった場合でも、状況によっては対象となると考えております。

いずれにいたしましても、ご利用を考慮してみえる場合は、基準の範囲内となりますが、個々のケースに応じて対応させていただき、状況によっては、ほかの支援サービスの提案も可能と考えますので、まずは高齢者支援課までご相談いただければと思います。

◎議長（柴田浩行君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございます。今回質問しました、高齢者緊急通報システムについて、一番知りたかったのは、この事業を利用できる対象者でありました。市のホームページを開き対象者を見ると、対象年齢は65歳以上で分かるのですが、先ほども述べましたが、そのほかの条件が、申請者や家族の方が体調面ですぐれない方が対象となっており、健康な方は駄目なのかと思ひ、申請を諦めてしまう人がいるのではないかと、対象はもっと分かりやすく記載すべきと、先日のヒアリングで要望したところ、昨日ホームページを見ましたら、高齢者緊急情報システム事業の対象者のところが、今までよりも分かりやすく文章等も改善をされて掲載をされていました。担当課の皆様、早急の対応、まずはありがとうございました。

今後も高齢者の皆様が分かりやすく、利用を希望されている方が一人でも多くご利用いただける高齢者福祉サービスの構築を期待し、3件目の質問に移ります。

件名3、防災についてであります。

まず最初に、先週発生いたしました台風2号と梅雨前線による記録的な大雨によって被災された皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。また、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

先ほどもお話ししました、先週末に発生した記録的な大雨は、全国各地で土砂災害や浸水被害が発生いたしました。私たちは、いつ起こってもおかしくない自然災害に対して備える必要があります。今回も防災について、特にハザードマップについて質問をさせていただきたいと思ひます。

要旨1、ハザードマップについてであります。

今回の大雨は、台風2号と活発な梅雨前線による大雨のため、全国各地で大きな被害をもたらしました。そういう中、大雨に関するニュースを見ていると、ニュースキャスターのほうから、ハザードマップを見てくださいや、あなたが住んでいる地域が危険かどうか、ハザードマップで確認をしてくださいと呼びかける場面をよく見ました。

ここで伺いをいたします。

要旨1、ハザードマップについてです。

犬山市には、防災ハンドブック「犬山防災」とともに、4種類のハザードマップが配布をされていたと思ひますが、ハザードマップの4種類それぞれのマップについて説明をお願いいたします。

また、土砂災害ハザードマップに記載されているイエローゾーン、土砂災害警戒区域と、レッドゾーン、土砂災害特別警戒区域の違いについてお教えください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

ハザードマップとは、地震や水害時における危険なエリアや、被災する可能性がある場所を地図上に色分けなどで示した地図です。市では、このハザードマップを全戸配布やホームページで周知しているほか、転入手続時に、防災に関する情報をまとめたハンドブックとともに窓口にて配布しています。

現在、市が公表しているハザードマップは、南海トラフ地震ハザードマップ、外水ハザードマップ、内水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップの大きく4種類があります。

まず、地震に関して、南海トラフ地震ハザードマップでは、南海トラフ地震発生時の市内で想定される震度と液状化の危険度を色分けしています。

次に、水害に関して、外水ハザードマップでは、木曾川、郷瀬川、新郷瀬川のほか、五条川や薬師川などの河川の洪水時と、満水状態の入鹿池の堤防が決壊した場合に想定される浸水の深さを色分けしています。

内水ハザードマップでは、側溝などの水路に排水能力以上の雨が降ったり、川の水が満水のため、川に排水できずに水路から水があふれることによって発生する内水氾濫時に想定される浸水の深さを色分けしています。

最後に、土砂災害ハザードマップでは、土砂災害の発生するおそれのある箇所について、指定区域を、土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンと、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンに色分けしています。イエローゾーンは、傾斜地の角度や高さなどの基準に該当する、がけ崩れや土石流のおそれがある区域のことであり、レッドゾーンはイエローゾーンのうち、建物が壊れ、住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれのある区域となります。

◎議長（柴田浩行君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございます。4種類、それぞれのハザードマップについて内容など確認ができました。

いざというときに、自分が住んでいる地域や職場など、災害ごとの危険性が分かるハザードマップであります。先ほどの答弁で、全戸配布や転入手続時に防災ハンドブック「犬山防災」とともに配布されているとありました。

ほかにも、犬山市公式LINEの下段に、防災ハンドブックとともに、ハザードマップも見れるようになっております。外出時や手元に防災ハンドブックがないときなど、いざというときに活用していただければと思います。

続きまして、要旨2、マイ・ハザードマップについてであります。

先週発生をしました台風2号による大雨では、愛知県でも大きな被害が発生をいたしました。先日、私が所属している、災害時に被災地にてボランティア活動をするグループより連絡がありました。豊川市で被災されたバラ農家でボランティア活動を行うとのこと。活動を行う地域は、豊川市洪水ハザードマップで見ると、浸水した場合に想定される水深が3メー

トルから5メートルの地域に色分けをされていました。

豊川市は日本一のバラの出荷量、作付面積を誇る町であり、あるバラ農家の方は奥行き100メートルもあるビニールハウスの8棟でバラを栽培をされているとのこと。しかし今回の大雨で、ビニールハウスの近くを流れる豊川からあふれた水が、2メートルの高さまで押し寄せ、栽培していたバラは全て泥水に浸かってしまいました。泥水に浸かってしまったバラは出荷できず、全てビニールハウスから撤去しなければなりません。ほかにも同様のバラ農園が幾つもあるそうです。今週末は予定が入っているため、豊川市へ行けませんが、来週以降、時間がある限り、被災地での活動をしてまいりたいと思います。

さて、この地域にバラ農園などを持つ方々は、先ほど申しました、豊川市のハザードマップで、大雨のときには豊川が氾濫する可能性があるを知っていたので、今回の大雨では、事前に避難ができ、命は助かったと話されていたということでもあります。

このような話を聞き、改めて大雨などの自然災害に備えるためにも、ハザードマップで危険地域を確認しておくことが非常に大事なことだと思いました。ぜひこの機会に、ハザードマップで自分が住んでいる地域を確認していただければと思います。

続きまして、要旨2、マイ・ハザードマップについてお伺いをいたします。

本年2月議会での一般質問で、防災行動計画マイ・タイムラインについて質問をさせていただきましたが、先日市からいただいた、明後日の6月11日曜日、栗栖小学校で行われる令和5年度、土砂災害に強い地域づくり活動の開催の中で、「土砂災害マイ・ハザードマップの作成」と記載をされていました。

ここで2点、お尋ねをいたします。

1点目、マイ・ハザードマップとはどのようなものか。

2点目、今後、市として、マイ・ハザードマップについて、どのように活用していくのか、また予定をされているのか、お教えてください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

先ほど申し上げましたとおり、本市では4種類のハザードマップを作成しており、各戸に配布することで、平時における啓発に努めているところです。

一方、災害発生時や災害の発生が予測される際には、市で気象情報などを見極めながら、随時、市民に向けて情報発信を行うことで、適切な避難行動を促しています。

しかしながら、住んでいる地域や家の構造、世帯状況などの違いにより、必要な避難行動も大きく変わってくるため、市からの情報や気象情報などから、世帯ごとに判断する必要があります。

このことから、1人1人が、これらの状況の違いに応じ、あらかじめいつ何をするかを時系列で事前に整理しておくことが非常に大切となります。その役割を担うのがマイ・ハザードマップです。

マイ・ハザードマップは、タイムラインとハザードマップを組み合わせたもので、迅速な

判断や行動が要求される災害時における行動マニュアルとなります。

また、マイ・ハザードマップ作成の際には、危険区域や避難ルートの再確認にもなるため、平時における防災啓発としても非常に有効な手段だと考えています。

その有用性から、現在、市民に向けたマイ・ハザードマップ作成訓練の実施に取り組んでおり、訓練の際には、県が作った土砂災害マイ・ハザードマップ作成キットを活用しています。これは土砂災害発生危険度に応じ、取るべき準備行動や、自宅から避難する場所、経路について確認をしながら、マイ・ハザードマップを作成するキットであり、慣れていない方でも取り組みやすいものとなっています。

この取組は、昨年度の6月に、土砂災害の区域が多く点在する入鹿地区を対象に実施し、今年度は明後日6月11日曜日に、土砂災害への備えが必要な栗栖地区を対象に作成訓練を実施する予定です。

今後についても、本市で最も警戒が必要な土砂災害を対象とした、マイ・ハザードマップ作成支援を各地区で継続的に行うことで、市民の防災意識向上に向けた普及啓発に取り組んでまいります。

◎議長（柴田浩行君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。ぜひ、明後日の栗栖小学校で行われる訓練では、マイ・ハザードマップの作成をしっかりと勉強してまいります。

最後になりますが、犬山防災ハンドブックに、「地震や台風、集中豪雨による風水害、土砂災害。いつどこで起きるか分からない自然災害に対して、あなたは備えができていますか。どんな場合でも「いのちを守る」行動ができる。この災害時の基本を、すべての犬山市民が身につけることができる防災ハンドブックが、『犬山防災』です。」とあります。「犬山市の地域特性を考慮して、起こり得る被害を想定し、準備すべきこと、避難についてまとめてあります。」と記載されております。

今回の一般質問を通して、一人でも多くの市民の皆様が、ハザードマップや犬山防災ハンドブックに目を通していただき、いざというときに備えていただければと思います。質問させていただきました。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（柴田浩行君） 7番 諏訪 毅議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後1時まで休憩いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時28分 休憩

再 開

午後1時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

議員各位に申し上げます。18番、大沢秀教議員から、一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

18番 大沢秀教議員。

◎18番（大沢秀教君） 18番、創犬会の大沢秀教でございます。今議会、事前に通告をさせていただきました4件につきまして、一般質問をさせていただきます。順次進めてまいります。

1件目、子どもの体力向上とスポーツの振興について、質問させていただきます。

我が国では、スポーツ庁が毎年、全国体力・運動能力、運動習慣等調査というものを行っています。この調査の目的とするところは、国が全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することで、子どもの体力・運動能力や運動習慣等の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。そして、各教育委員会や学校においても、この調査結果を活用して、子どもの体力や運動習慣等の状況を把握するとともに、課題に対応した施策の実施や、保健体育の授業等の充実、改善等に役立てる、こういったことであります。

近年、この調査、いわゆるスポーツテストの結果から、小中学生の体力低下、これが指摘されているところでありますが、特に私たちのこの愛知県の子どもは、調査対象の小学校5年生、そして中学校2年生、いずれの調査においても最下位か、または後ろから2番目というところで、つまりは全国最低レベルだという結果が出ています。調査結果を愛知県が分析した資料を私も見ましたが、大変残念としか言いようがない思いでこれを見たわけでありませう。

そこで、要旨1点目の質問でございます。私としては、小中学生のスポーツの現場の近くにおりますが、スポーツ少年団などの指導者の方々とお話をしましても、そんなに体力がないという実感はないわけでありませうが、小中学校の現場のほうで感じる小中学生の体力の現状というのはどうであるのか、どのように把握をしていらっしゃるのか、まずお尋ねをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めませう。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

ご指摘のとおり、全国体力・運動能力調査において、昨年度も愛知県は最下位となりました。しかしながら、順位や数値に一喜一憂することなく、子どもたちの実態に基づき地道に体力向上の取組を継続していくことが大切であると考えております。

こうした子どもの体力低下に関する学校現場の問題点としては、学校体育以外で運動する人と、余り運動しない人で、二極化している傾向が見られ、このことが全体として、体力低下につながっているのではないかと考えております。

また、家庭環境や生活習慣の変化、コロナの影響により、スポーツや外遊びに必要な時間

や空間が制限され、仲間が少なくなったこと、また、スポーツ以外の習い事を優先する、運動はスポーツの習い事だけというような考え方の家庭が増加していることが、子どもの体力低下や、二極化の大きな要因になっているのではないかと考えております。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） ただいま答弁いただきましたけれども、二極化というお話がありましたけれども、その二極化については、確かにあるだろうなというような認識はございます。

要旨2点目以降に移ってまいります。原市長の選挙公約に掲げられた、やさしくげんきなまちの実現のための7つの柱という中にも、子どもの体力向上のための犬山独自の取組、そして持続可能な部活動の支援という原市長の思いが表されておりました。

そこで、要旨2点目、3点目というふうに質問をさせていただきたいと思っております。

これから以降もどんどん犬山市独自の取組でもって元気な犬山の子どもたちの育ちにつながるように期待をしているところでございます。犬山市内の小学校、中学校それぞれに子どもたちの体力向上のために、そして、子どもたちに運動やスポーツを好きになってもらうために独自の取組として行っていることはあるのでしょうか。また、今後の課題として取り組まなければいけないというように思っていることは、どういうことでしょうか。

以上について、お尋ねをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

小学校では5、6年生の体育の授業で教科担任制を実施し、教師の専門性を生かした質の高い授業を実施しています。体力向上のため、体育の授業の準備運動に学校独自で作成したサーキットトレーニングやストレッチ体操に取り組んでいる学校もあります。

また、子どもが楽しみながら運動に取り組めるよう、縄跳び大会やマラソン大会などを企画し、学級、学年の取組や異年齢集団での取組による、運動する雰囲気づくりを進めています。中学校では、体育の授業、部活動に加え、陸上大会や駅伝大会に向けた練習が、生徒の、自主的な体力向上の場となるよう支援しています。

今後は生涯スポーツの観点から、子どもたちが運動を楽しみ、体力づくりに取り組むことができるよう、仲間とともに体を動かすことの楽しさ、気持ちよさを味わうことができるような授業づくり、運動する雰囲気づくりに取り組んでまいります。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） 答弁ありがとうございます。答弁の中に、陸上大会などに向けてというのがまさに今学校で行われているところだというふうに認識しています。私、余談になりますが、連日連夜、城東中学校のグラウンドで、あそこに立つ日々を送っているわけですが、なぜかという、消防団の操法訓練なんですけれども、グラウンドには陸上のトラックが書かれていまして、城東中学校は斜めじゃないと100メートルのコースが取れないもんですから、100メートルのコースも依然としてまだ設置されています。5月の末に管内の大会が終わったというふうに認識していますので、そこから今、西尾張に残った子たちが練

習してるんだなというふうに見ています。頑張れよという思いでグラウンドを見詰めているという状況でございます。

それでは、3点目の質問に移らせていただきます。

3点目は、中学校の部活動、それから部活動を通じたスポーツの振興についてでございます。

昨年、スポーツ庁の有識者会議から示されまして、犬山市議会でも、昨年の6月議会で議論があった部活動の地域移行についてであります。今日、資料に付けさせていただきますので、概要についてご参照をいただければと思います。

この1年前の令和4年6月議会での議論の時点では、2025年度には、平日も含めて、この部活動の地域移行を目指すという提言であったわけですが、その後、3年度、3年でやれと言われても、幾ら何でもそんなにうまくいかないだろうということになったんじゃないかというふうに思いますが、昨年の末には、早期に実現するのは困難ということで、地域の実情に合わせて、なるべく早期に地域移行を実現していこうという内容に見直しをするガイドラインが示されたわけであります。

そこで、3点目の質問でございますが、市としてどのように地域移行を進めようとしているのか、現時点のお考えをお示しいただきたいと思っております。

また、1年前の議論で、学校、教育委員会、指導員の現場や体育協会などの話合い、こういった指摘もあったわけですが、こういった点についてもご答弁をいただければと思います。お願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

部活動地域移行につきましては、地域の受け皿、指導者の質、量の確保、施設の確保、大会の在り方、会費や保険の在り方など、様々な課題があります。

本市における部活動地域移行の方針につきましては、まずは休日の部活動の段階的な地域移行を進めます。平日の部活動については、これまでどおり、教員が顧問となって指導するという体制を継続しながら、休日の部活動については、市内4中学校に配置されている部活動指導員を活用し、地域移行を進めたいと考えております。

今後のスケジュールにつきましては、教育委員会を含めた関係部署がチームとなり、学校、地域の実態把握や、今後の部活動の方向性、休日の部活動の地域移行に向けた具体的な計画を策定するとともに、持続可能な地域部活動への移行を目指します。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） ご答弁いただきましたが、様々な課題についてクリアしていかなくちゃいけないというところを改めて確認させていただきました。

でも、その中で、部活動の地域移行に最も不可欠なものというものは、地域のスポーツの指導者であると私は考えます。

運動部の部活動が地域移行を進めた以降からも、安全に楽しくスポーツを行って、スポー

ツを通して学べる場であり続けるためには、すなわちそれが持続的な地域部活動への移行ということになるかと思いますが、そういった移行を目指すには、信頼されるスポーツ指導者の確保、育成というのが重要だろうというふうに私は考えます。

地域移行を進めることにおける信頼されるスポーツ指導者につきまして、またその育成や確保につきまして、教育長のお考えを、再質問として、お聞かせいただきたいと思います。再質問をお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

滝教育長。

〔教育長 滝君登壇〕

◎教育長（滝 誠君） ご指名をいただきましたので、私のほうから答弁をさせていただきます。

先ほど大沢議員がおっしゃったように、文部科学省は、この令和5年度から、5、6、7と3年間で中学校の土日の部活動については地域移行するという目標を考えておったわけですが、先ほど部長が答弁したように、非常に問題が多いわけであり、これはどの市町村も共通した問題でありまして、なかなかこれをクリアができないものですから、一歩前へ進むことができない。その現状を受けて、文部科学省は軌道修正をしたと言いますか、方針を少し緩めた、トーンダウンをしたという現状があるわけであり、

信頼できる部活動指導者、これは非常に難しいですね。例えば、巨人の星の星一徹、あるいは日ハムの新庄監督、あるいはWBCの栗山監督、それぞれで信頼ができる、その指導者の姿というのは異なるのではないかなというふうに思っています。

しかし、私自身はどう考えているかということでもありますけれども、まずは、その競技に対して知識や経験が豊富であり、やはり高い技能をお持ちの方、それから、自分の技術を高めたいという子どもたちの欲求、あるいは、僕は技術よりもスポーツを楽しみたいという子どもたちの欲求、そういった様々な子どもたちの多様な欲求に応えていけるような、柔軟な対応ができる指導者、そして何よりも、情熱を持って、信頼ができるということはやっぱり尊敬ができる、そんな指導者かなと思います。

議員の中にも子どもたちの指導をしていただいている方がみえますけれども、きっと今私が申し上げた、尊敬のできる信頼のできる指導者の方ばかりだというふうに思っています。

教育委員会の内部でも、実はこれについてはいろいろな考え方がありまして、今の段階ではまだ一つの方向性に絞れていないというのが現状であります。

部活動の地域移行を実現するには、地域のクラブチーム、そこに、少なくとも2名の指導者の配置が必要であります。現在、市内4中学校の46の運動部活動には、全部46名の指導員が配置してあります。

仮に、現在の学校の部活動をそのまま地域クラブに移行するとなりますと、2名ですから46名プラス46名、あと46名の新しい指導者を集めなくてはなりません。例えば、教職員、小中学校の教職員ですね、あるいは保護者、地域の方、大学、企業、様々な分野からそういった方を募っても、なかなかこの46名を新たに配置することは困難だろうというふうに思っています。

またもう一つの方法ですね、例えば、現在、東部中学校、南部中学校の野球部、昨年度あたりは単独で部活動を組むことができなかつたものですから、合同チームで大会に参加をし、県大会まで行ったわけでありすけれども、2校で合同チームを組んで練習をするとなると、例えば、この学校の指導者、この学校の指導者、2名、これはできるわけでありすね。ただし、そういう体制を取ると、今度は活動する子どもたちの数が多すぎて、なかなか個々の子どもたちにきめ細やかな指導がしづらくなるんじゃないかなということも懸念されるわけでありす。

どちらがいい方法なのか、また別にいい方法があるのか、今後、検討をしていく必要があるとは思っていますけれども、今考えていることは、今のこの3年生を中心とした学校の部活動の子どもたちですが、これは夏終わると、今度新しいチームに入れ替わりますよね。ですから、大体9月頃になると思うんですが、一度この9月以降に、どの部活動というふうには現時点では申し上げることはできないんですけれども、一つ、二つ、そういった形で試行してみて、例えば、学校部活動をベースにした地域クラブ、あるいは2校を合同にしたチームを作ってみる、そんな試行を数か所というんですか、幾つか試してみて、うまくいく部分があれば、うまくいかない部分もあると思いますけれども、うまくいく部分があれば、今後そういった部分を増やしていく。あるいはうまくいかない部分があればまた新たな方法を見つけて、試行を重ねていくと。小さなことから少しずつ、できることから一つずつ、部活動の地域移行に向けて、教育委員会も学校現場も頭を絞って努力をしてまいりたいというふうには考えています。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） ありがとうございます。試行の部分も含めて、教育長に丁寧にご答弁いただきまして、ありがとうございます。

要旨4点目といたしまして、市のスポーツ振興という分野の中の別の視点で質問をさせていただきます。

4点目は、スポーツコミッションの展開についてでございます。

ここ犬山市におきましても、いろんなスポーツの競技会場としての大会誘致や、アジア大会の合宿誘致など、大きな期待を受けて誕生した犬山スポーツコミッションでありました。また、観光のまち、文化の香り高いまち犬山、この魅力を加味したスポーツツーリズムの展開であるとか、こういった面からも犬山スポーツコミッションに寄せる期待は大きかったわけでありすが、原市政のこの優しく元気なまち実現のために、このスポーツコミッション、大いに活用できればいいんじゃないかというように考えますが、今後の展開について、新たな動きがありましたら、お答えいただきたいと思ひます。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

新たな取組としまして、愛知名古屋2026アジア競技大会を見据えた合宿などの誘致につき

ましては、近隣の小牧市や一宮市の施設が競技会場として仮決定されていることから、本市としては、エナジーサポートアリーナを練習会場として活用いただけるよう、働きかけをしています。

また、大会組織委員会が選手村を整備しない方向で、大会主催者であるOCAと協議していると報道があったことから、犬山市内の宿泊施設に選手団及び関係者が宿泊いただけるよう、大会組織委員会に出向き、アプローチをしました。

犬山スポーツコミッションの新たな取組につきましては、プロスポーツ団体を誘致し、公式プロリーグの開催や、プロスポーツ団体と市民が、スポーツを通じた交流を行うことで、人材育成やまちづくりの推進を行う新たな補助事業を創設しました。

今年度の事業計画では、3 x 3という3人制プロバスケットボールチームの公式リーグ戦を誘致し、7月に開催を予定しています。

合わせて犬山にゆかりのあるメンバーが在籍する3 x 3のプロチーム、エスワンが犬山を拠点として活動することを希望されていることから、当該チームによるスポーツ教室の開催や、学校との連携など、市民がプロの技術を学ぶ機会の創出に取り組んでまいります。

また、合宿やスポーツ大会の誘致を、従来の枠組みを見直し、補助額や誘致対象を拡大して展開してまいります。具体的には、従来の誘致対象は国内統一のトップリーグの合宿などに限定しておりましたが、より幅広くスポーツ大会などを誘致し、地域の活性化につなげるため、県外からの参加者50名以上が市内に宿泊するスポーツ大会についても、新たに誘致対象とし、宿泊費の補助をします。その第一弾として、少年軟式野球大会を誘致し、11月に大会を開催する計画で、現在調整を進めております。

新型コロナの影響から脱却し、様々なスポーツイベントが以前のように開催できる状況になったことから、今後、犬山市と犬山スポーツコミッションがタッグを組んで、スポーツ活動を支援することにより、スポーツを通じたまちづくり、地域の活性化に積極的に取り組んでまいります。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） 答弁の最後の積極的に取り組むという姿勢に期待をして、2件目の質問に移らせていただきます。

2件目、公共施設利用における市民優先についてという通告でございますが、今回はスポーツ施設に限っての質問をさせていただきます。

今の1件目の質問からの流れでありますので、申し上げるまでもなく、市のスポーツ振興に市内の公共のスポーツ施設は重要な場所であります。市民にスポーツを楽しんでいただく、市民スポーツ団体の活性化のために、市内の公共スポーツ施設は大いに活用していただきたいところであります。

そこで、要旨1点目の質問であります。まず市内のスポーツ施設を利用するに当たって、市民優先の措置や施策、これはどんな状況であるのかお示しをいただきたいと思っております。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

スポーツ施設は現在市内に9か所、14施設があります。予約の開始時期につきましては、予約を行っていないフィットネスフロイデを除き、いずれの施設も市民優先で予約を受け付けています。市民の予約開始日については、施設ごとに3か月前の初日や、利用日の3か月前など、若干の違いはありますが、市民は市外在住者と比べ、1か月早く予約を行うことができます。

施設使用料につきましては、武道館、弓道場、エナジーサポートアリーナの3施設は、市外在住者の使用料を市民の2倍に設定しています。木曽川犬山緑地の野球場、多目的グラウンド、テニスコート、山の田公園の野球場は、無料の施設となりますが、その他の有料施設については、市民と市外在住者の使用料は同額となっています。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） ただいま市民優先の現状をご答弁いただきましたが、2点目の質問に移らせていただきますが、犬山市のスポーツ振興にも、それから犬山市のスポーツ施設の維持管理にも、犬山市民の税金が充てられます。そんな意味からも、市民の施設優先利用、市民料金と市外の方の利用料金の設定などによって、市民のアドバンテージというのは、原則、あって当然だというふうに思います。

要旨2点目として伺いますが、市民のスポーツニーズに応えるために、市民優先がもっと進められるべきだと考えますが、どうお考えになるかお尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

スポーツ施設の市民優先については、先ほど申し上げましたとおり、市民の優先予約については既に実施しております。使用料についても、スポーツ施設に市民優先の設定をしていくよう見直していく必要があると考えますが、実際の運用に当たっては、使用料に差をつけることで、施設の稼働率が下がり、使用料の減収が生じるなど、見直しの際に想定される課題がございます。

また現在、市の施設使用料は、平成31年4月に策定した公共施設の見直しに関する基本方針に基づき、全体的なルールを決め、決定しております。

市外在住者の使用料の取扱いについても、利用状況や運用上の課題などをしっかり整理した上で、市全体の方針をまとめていく必要があると考えております。

いずれにしましても、市として現時点では、スポーツ施設使用料の市民優先について統一した取扱いができていない状況ですので、今後課題を整理し、見直してまいります。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） 答弁ありがとうございます。今回あえてスポーツ施設に限って市民優先料金がある施設、ない施設について現状をお示しいただいた上で質問をさせていただきましたが、どうも私は以前からこの市民優先の部分については、腹に落ちないところがあるなというふうに感じていたところでもあります。

答弁にもありましたが、平成31年4月、市内公共施設の全体的なルールを決めたというのは、私ももちろん承知しています。ですが、その後でコロナ禍の時期がありました。この時期、公共施設の利用や開放について、各自治体で差ができた時期があったというのは皆さんもご記憶にあると思います。

犬山市は状況に応じて臨機応変に、割と柔軟にこの公共施設を開放してきた自治体だったというふうに思います。近隣には慎重な自治体もありました。そこで、近隣自治体からも開放されている犬山市の施設を利用したいというように、殺到したことがあったというように聞いています。

そのときに犬山の施設を利用して、犬山市の対応はいいねというお褒めの声があった反面、本当に市内の方の利用と同じでいいのというように、市外利用者の方がそういう感想をおっしゃったり、こんなに安くていいのというふうにおっしゃったことがあるということもお聞きしています。

また、利用したいという市民の方も、犬山市の施設なのにこんなに市民以外の方が安く利用していいのというように言われる声ももちろんお聞きしております。

コロナ禍の特殊な事情のときに感じたことであるとはいえ、そんなときだからこそ課題として浮かび上がってきたとも言えるというふうに思います。答弁の最後にありましたけれども、ぜひ課題の整理、それから見直しを行っていただきますよう期待をいたしまして、次の質問に移ります。

3件目でございます。3件目は、芸術文化振興についてであります。

要旨は1点、展示スペースの現状についてであります。市内で絵を書いたりしてらっしゃる美術愛好家の皆様から、展覧会を行う場所、それから作品の展示を行うスペースなどが限られているという声を聞いたことがございます。

1回や2回ではないわけではありますが、たまたまこの春の市議選のときに、子どもの屋内遊び場、キッズスペースの提案についてお話をしていたところ、あんたそうやって言うけども図書館の2階のブックキャンプのことというふうに例を言われまして、展示スペースが減っちゃったじゃないのというようなご指摘を言われました。であります。いやいや、あの場所というのは、図書館の活用方法としては、ずっと検討してきたことだし、意義のある活用方法だと私は思いますよというように答えたわけではありますが、一方から見れば、展示のスペース、場所が減っちゃったというような見方もできるかなというふうに感じたところであります。

ところで、絵画や写真といった展示のためのスペースの現状はどうでありましょうかとお尋ねしたいのと、ほかに限られた地域資源を活用して展示スペースを確保し、展示、展覧会の機会を市民の皆さんに与えてあげられたらという思いもございます。

またまた例に出しますが、原市長の優しく元気なまちの公約の中にも、展示スペースの拡大による文化力の向上というようにうたわれているところでございますが、今後のこの展示スペースの展開について、どのように考えておられるのか、現状とそれから今後についてご答弁をいただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

市内の公共施設における作品の展示スペースは、南部公民館の展示室や市役所1階ロビー、フロイデの協働プラザなどがあります。今年度の施政方針にもあるとおり、展示スペースの拡大に向け、現在、各公共施設に対して既存の展示スペース以外で、作品の展示が可能なスペースの有無について、その広さ、大きさや、展示パネルやピクチャーレールなどの附属設備、使用料や減免適用など、展示利用の可能性や条件について調査を進めています。

また、南部公民館の展示室については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、健康診断など展示目的以外の利用が多くなったことから、作品の展示会の利用に支障を来していましたが、今年度から展示目的以外の利用は、会議室などを利用することとして、作品展示の利用を優先する運用に変え、展示スペースの確保に努めています。

一方で、ご指摘のとおり、令和元年3月に図書館2階にあった展示スペースは、子ども向けの読書空間、ブックキャンプの設置に伴い廃止しております。

展示スペースにつきましては、市内の公共施設だけでなく、民間企業などの協力を得て進めていけば、市民が文化芸術に親しむ機会が一層広がります。実際に郵便局とは協力について話をさせていただいており、実現に向け、調整を進めていきたいと考えています。

新たな展示スペースについて情報発信することで、作品の展示の場を増やし、市民が文化芸術に触れる機会を創出してまいります。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） ありがとうございます。今後いろいろ工夫して、そういうスペースを生み出していく努力を期待してまいりたいと思います。

それでは、4件目の質問に移らせていただきます。

4件目、歴史文化を活かしたまちづくりについてと題しておりますが、要旨は1点「どうする家康」の効果と次なる展開についてでございます。

今年のNHKの大河ドラマは、皆様ご存じ「どうする家康」であります。この大河ドラマは、私たちがと言うか私がもう一生懸命、ほかの映画やテレビ番組の制作の手伝いをして頑張って宣伝しても、全く及ばないぐらい反響が大きくて、もう国民的な反響があるので、ブームなんかもつくりやすい素材であると言えます。

この大河ドラマの中で、歴史上の重要な舞台として、この犬山が登場することが予想される小牧長久手の戦いが、秋頃に放送されるんだと予想されますというふうに質問を通告したときの私の認識だったわけですが、その後「どうする家康」ガイド本というのが発売されたそうでありまして、昨日、中日新聞に載っていた記事を引用しますが、後編の粗筋によりますと、小牧長久手の戦いは、8月に放映される31回から33回にかけて描かれる見込みだということでありました。

小牧長久手の戦いをどう描くかではありますが、犬山城だけじゃなくて、犬山市内の、ここもあそこもと犬山が大々的にフィーチャーされるんじゃないかという期待の声も高まってきております。

そこで質問であります、「どうする家康」の放送による効果をどのように考え、利用して、今後の展開をどのように進めるのか。これについて、これまでの取組もまとめてご答弁をいただきたいと思っております。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

大河ドラマの放送に合わせ、小牧長久手の戦いの認知度と価値を高めるため、本年3月に犬山市観光協会と連携して、限定三種の御城印ラリーを実施しました。これは、小牧長久手の戦いにゆかりのある犬山城をはじめ、羽黒地区及び楽田地区の3か所で、限定の御城印を販売したものです。

合わせて三種の御城印をコレクションできる犬山合戦帳を2,000部の限定で配布しました。2か月弱の期間限定で販売した枚数は、国宝犬山城が6,366枚、羽黒城址が1,022枚、楽田城址が1,047枚となりました。犬山合戦帳も全て配布を完了し、多くの方に市内ゆかりの地を巡っていただくことができ、好評を得られたものと考えております。

本年度のそのほかの取組としましては、本日新聞でも報道がありましたが、7月2日に城郭考古学者の千田嘉博先生による「犬山城の魅力と小牧長久手の戦い」と題した講演会を市民文化会館で開催します。

また、令和4年度の市民総合大学の講座「小牧長久手の戦いと犬山」の講演録を秋頃をめどに発刊する予定です。

一方、広域的な取組としては、この戦いにゆかりのある近隣自治体と、小牧長久手の戦い同盟を締結し、連携事業を展開しています。令和3年11月に結成し、現在は犬山市、小牧市、長久手市、日進市、春日井市、瀬戸市、尾張旭市、江南市、東郷町、可児市の10市町が加盟しています。

これまで実施した連携事業は、PRポスターの制作、YouTubeでの動画配信、講座や講演会の学芸員派遣などがあります。

現在計画中の連携事業は、この戦いの意義と同盟の取組を広く周知するため、日本郵便株式会社東海支社のご協力により、オリジナルフレーム切手を製作し、この地方の郵便局で限定販売していただくよう進めています。

このオリジナルフレーム切手は、戦いのゆかりの地などを紹介する写真が載った84円切手10枚がセットになったものです。具体的な販売金額、販売局、販売枚数などは現在、日本郵便株式会社東海支社が、取りまとめているところでございます。

大河ドラマで小牧長久手の戦いが描かれるのが、議員がおっしゃったとおり8月以降と予想されていますので、8月中に販売していただけるよう、最終調整をしております。

また三種の御城印ラリーが好評でしたので、この取組を同盟自治体にも広げ、小牧長久手の戦いのゆかりの地を巡って、8,000人を集める広域的な企画を提案していく予定です。

このような取組を継続することで、小牧長久手の戦いをキーワードに、人々の往来を促し、この地域全体の活性化を図ってまいります。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） 丁寧にご答弁ありがとうございました。いろんな取組、ちょうど昨日から今日にかけて、中日新聞ではいろいろ報道されておりまして、みんなが期待しているんだなというふうに改めて感じるわけではありますが、最後に、市長に再質問をさせていただきます。

「どうする家康」の効果から、次なる展開にどうつなげていくかというところではありますが、放送を楽しみにしている部分もありますが、もちろん放送後も大事であります。

今、答弁にあった同盟、この連携を大切にしつつ、その中でとはいうものの、歴史文化といえば犬山でしょうというように、歴史文化を生かしたまちづくりに意欲的につなげていただきたいわけではありますが、最後に、原市長の思いをお聞かせいただければと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 大沢議員のご質問にお答えをさせていただきます。

歴史文化を生かしたまちづくりであります。今、答弁で部長が申し上げたとおり、まずは小牧長久手同盟を大いに生かしながら、さらに推進をしていきたいというふうに思っています。

その中で部長が申し上げました、オリジナルフレーム切手の販売の話をしていただきました。これも犬山が発案したものであります。年明けの1月に日本郵便関係の方に、この犬山市役所に来ていただき、オリジナルフレーム切手の販売の可能性を様々議論をしながら、これまでのプロセス、過程を経て、販売まで見込めるまでになりました。

そこで、8月にということでありましたが、その8月のときには、その近隣の市町の首長、その同盟に属する首長と、また日本郵便の関係の方が、この犬山市役所にお集まりをいただいて、このオリジナルフレーム切手の記念発表会のセレモニーを行う予定でありますので、そうした面からもしっかりとPRをしていきたいというふうに思っています。

そして大沢議員が言われました「どうする家康」の放送がめちゃくちゃ楽しみになりました。もう当初は数分なのかなという思いを抱きながらいたところ、ガイドブックが販売をされ、それを見るだけで本当にわくわくします。31、32回と犬山が中心に放送されるようであります。

具体的に見てみると、犬山城、楽田城、羽黒という、それぞれのお城、地名も出てきますし、そこにゆかりのある我々が知る犬山に関わる戦国武将の名も描かれていますので、大いに期待をしながら、これを大いに生かしていきたいというふうに思っています。

江戸時代の歴史家でか頼山陽がいました。もうこれは有名な文言です。「家康の天下を取るは、大阪にあらずして関ヶ原にあり、関ヶ原にあらずして小牧にあり」という言葉であります。まさに家康が天下を取ったのは小牧だと、頼山陽は言っています。ですから、こうした同盟会を大いに生かしながら、小牧長久手の戦いのこの歴史とともに、「どうする家康」のNHKの放映をタイアップしつつ、これからもこの同盟を大いに生かしていきながら、現在はもちろんであります、放送が終わった後も連携を取ることによって、この地域の歴史

まちづくりに生かしていきたいというふうに思っています。

例えば、この地域というものは、言うまでもなくお城も武将も合戦も宝庫であります。でも、その一つ一つに立派なストーリーはある。でも、それがばらばらなんです。ですから、そのストーリーを一つにつなげることによってその価値を高めることで、その地域をつなぎつつ、これを生かすことによって、それぞれの市町を訪れていただけるような仕掛けができるものだと思っておりますので、そうした思いを含めながら、それぞれの地域の価値が高め合えるような在り方を、同盟の中でこれからも考えていきながら、つなげていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

◎議長（柴田浩行君） 18番 大沢秀教議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後1時55分まで休憩いたします。

午後1時49分 休憩

再 開

午後1時55分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

議員各位に申し上げます。4番、光清 毅議員から、一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

4番 光清 毅議員。

◎4番（光清 毅君） 4番、創犬会の光清 毅です。議長から発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、3件の一般質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

件名1、投票所への移動支援についてです。

昨日の一般質問においても、畑議員、島田議員から投票率について質問がありましたが、今回の市議会議員一般選挙における投票率は、47.31%と、前回の投票率を下回り、毎回投票率が低下しています。

その原因は、若年層の低い投票率が言われていますが、一方で、高齢者層では、投票所までの移動が困難で、結果として投票しない方も少なくありません。今回の選挙でも、投票に行きたいが、独り暮らしのため、投票所まで行けるかどうか分からないとか、毎回、近所の人に自分の都合で車での送迎をお願いしていて申し訳ないといった声を聞きました。今後さらに高齢者が増加し、そういった方が増えることが予想されます。

昨日の島田議員の一般質問では、投票所が住民に近づく投票バスの導入について質問がありましたが、私は、住民がどうしたら投票所へ行きやすくなるかとの観点で、今回、投票所への移動支援について質問をさせていただきます。

そこで、要旨1、投票所の現状についてです。

現在の投票所は23か所ですが、以前はもっと多かったと記憶しています。23か所になるまでの変遷はどうなっているか。投票所は少なくなっているが、その理由はなぜか。その結果、投票区においては、自宅から投票所までの距離が長い町内会があるが、どのぐらいの距離が

あるのかを質問します。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

投票所については、現在23か所設置していますが、市制施行の昭和29年時点では31か所を設置していました。その後、昭和47年、60年、平成18年に投票区の見直しを行っており、その都度、投票所の数を29か所、27か所、23か所と減らしてきています。

投票所を減らすことは、有権者である市民の方々の利便性を損なうことになるため、理由なく減らすことはありません。昭和47年に投票所を減らした理由については、資料が残っていないため不明ですが、昭和60年の見直しについては、資料が残っています。資料によると、昭和47年に見直してから10年の間に、団地造成や新興住宅建設などによって、まちの形態が変化しており、実情に即した投票区の組み替えや、統廃合を含めた全面的な見直しをすべき時期を迎えたということを経由として挙げられています。

平成18年の見直しにおいては、有権者から駐車場や施設が狭い、場所が分からない等の苦情や意見が多く寄せられていたことを理由に、見直すことを決めたということが資料に書いてあります。

見直しに当たっては、昭和60年、平成18年、どちらも投票区見直し審議会を設置しており、平成18年においては、市長、市議会議長及び総務委員長、町会長連合会長、犬山市明るい選挙推進協議会会長及び会員、犬山市婦人会連絡協議会会長、犬山青年会議所理事長ら8名の委員で議論されました。

同審議会において、委員からは、狭小な施設を他の施設に変更するか、他の投票所に統合する、予約の調整が困難な貸し館施設を他の施設に変更する、場所が分かりやすく、比較的施設も広い学校に投票所をできる限り集約するなどの意見があり、これらを踏まえて、投票区、投票所の変更を行いました。

また、投票所までの距離についてですが、比較的投票区が広い今井地区、池野地区においては、直線距離になりますが、集落から投票所まで、おおむね2キロ程度であると確認しています。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございます。3回の投票区の見直しの都度、投票所が減ってきており、平成18年の投票区の見直しでは、場所が分かりやすく、施設や駐車場が広い点を考慮して変更されたとのこと。それらの結果として、自宅から投票所までが遠くなった投票区もあります。

今井地区の投票所である今井子ども未来園や池野地区の投票所である池野小学校は、町内によっては直線距離で2キロ程度ということですが、言うまでもなく、道は真っすぐではなく、アップダウンもあり、もはや徒歩で行くことを前提とした投票所とは言えません。これでは、歩行が困難な方はとても自力で投票所に行くことはできないと思います。

そこで、要旨2、移動支援の現状についてです。

そうした状況を少しでも解消するため、市では以前から、期日前投票所を、市役所と南部公民館の2か所に設け、コミュニティバスの料金を無料として、投票しやすい環境を進めていることは承知しております。

ここで、現在の移動支援の手段であるコミュニティバスの無料利用状況についてお聞きします。

コミュニティバスを無料で利用して、期日前投票所へ投票に出かけている方がどのくらいあるのでしょうか。その内容と利用状況の推移について質問します。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

期日前投票所までの交通手段を持たない有権者の投票の機会を確保するため、平成26年に執行された犬山市長選挙から、既存の市のコミュニティバスを利用して、期日前投票所にいらっしゃる方を対象に、利用料金の無料化を行っています。

既存の市のコミュニティバスであることから、有権者の方々は特別な手続は必要なく、ふだんどおり利用していただける反面、土・日曜日は利用することはできません。

利用者数については、導入当初の平成26年に執行された犬山市長選挙の際には45名でしたが、昨年度から今年の春に執行された各選挙では、7月の参議院議員選挙が79名、11月の市長選挙が78名、2月の愛知県知事選挙が87名、4月の市議会議員選挙が89名となっており、おおむね80名から90名の有権者の方々でご利用いただいております。

4月の市議会議員選挙におけるコミュニティバス利用者89名のコース別の利用者数の内訳をご紹介しますと、楽田東栗栖コースが6名、楽田西神尾コースが26名、池野善師野コース（※106ページに訂正発言あり）が25名、内田コースが19名、入鹿羽黒コースが13名でした。

なお、利用料金の無料化による市の負担分は、国や県の選挙においては、選挙の執行に要する経費として交付されています。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございます。無料のコミュニティバスを利用して、期日前投票に出かけられた有権者が、各選挙で80人から90人とのことでありますが、移動支援の一定の役割は果たしていることは分かります。しかし、言うまでもなく、コミュニティバスを利用する場合、バス停まで行かなくてはなりません。そもそも家の近くにバス停がなければ利用が難しくなり、また、コミュニティバスは土曜日、日曜日は運行しておりません。特に、期日前投票が最終土曜日に多くなっている現状から見ると、少し残念に思います。

そこで、要旨3、今後の移動支援についてです。

既に全国の自治体においては、様々な投票所への移動支援を行っています。少し古い資料になりますが、総務省によりますと、平成28年に執行されました参議院選挙においては、全国で215団体が投票所への移動支援を実施しているとのことです。

例えば、コミュニティバスを運休している土曜日に、期日前投票所を起点とする循環バス

として臨時に運行する。それから、投票日、あるいは期日前投票期間に、タクシーを無料で利用できる制度を設けて、自宅から投票所まで送迎する。さらに、公用車を使って職員が複数で送迎する等がありますが、コミュニティバスの臨時運行では、先ほども言いましたが、自力でバス停まで行かなくてはなりませんので、障害のある方や歩いて移動することが難しい方は、利用が困難ではないかと推測されます。公用車を使って職員が送迎することは理想的ではありますが、人員や車両の確保、調整が課題となります。やはりタクシーを使った送迎が、一番実現の可能性が高いのではないのでしょうか。

費用については、さきの答弁でもありましたが、国や県の選挙の場合、経費として交付されるということです。そこで、本市においても、今後これらの方策を検討していく考えがないか質問します。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

期日前投票所への移動支援については、当日投票所の削減に伴う代替措置として、全国でも少しずつ実施されてきている施策です。議員からご提案いただいた各案につきましては、今、議員自身もおっしゃったとおり、どの案についても実施に当たっては、経費や対象者の判断、市全体での公共交通に対する考え方など、多くの課題があることから、その可否も含めて、時間をかけて精査していく必要があると考えます。

いずれにしても、おっしゃるとおり、高齢化の進展により、投票所来場が困難な有権者が今後も増えていくことは十分考えられますので、引き続き様々な方法について、先進的な取組事例を参考にし対応していきます。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございます。答弁にもありましたが、今後は高齢者が増えることにより、運転免許証の返納などで投票所へマイカー移動が難しくなる有権者が増えることが予想されます。投票に際してのハードルがどんどん高くなっていき、投票に行くことを諦める方も出てくると思います。そうならないように、ぜひ、誰もが身体的、精神的な負担なしで投票所へ行き、投票ができるような環境づくりをできるだけ早く進めてもらうことを期待して、次の質問に移ります。

件名2、災害協力井戸（防災井戸）についてです。

最近、全国各地で地震が発生しています。先月だけでも、能登半島沖や、千葉県の方角沖など、震度5弱以上が6回発生、これは2016年4月以来の多さとなっています。こうした中、市民の中でも防災に対する意識が高まっています。災害の発生に備えて、個人で水や食品、生活必需品を備蓄する方も増えていますが、特に欠かせないのは水ではないのでしょうか。

先日、総務委員会の管内視察で、防災倉庫を2か所、エナジーサポートアリーナと、勤労青少年ホームを視察しましたが、非常に多くの飲料水が備蓄されていることを確認しました。

大規模な地震が発生した場合、水道施設の損傷による断水が予想されます。災害規模にもよりますが、過去の他地区の例では、復旧までに3週間程度かかる事例もあり、その間、住

民にとってはまさに死活問題となっています。

そこで、要旨1、災害発生時の給水について質問します。

現在、当市では備蓄している飲料水はどのくらいあり、どこに備蓄していて、給水はどのように実施する予定であるのか。また、生活用水についてどうなっているか質問します。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、地震災害発生時には、ライフラインの断絶が予想されるため、生活を維持するための準備が必要不可欠です。水や食料の備えは特に重要となってくるため、市では事前に備蓄目標を設定し、目標値に向けて購入、備蓄を進めています。

本市における飲料水の備蓄目標は、6万7,500リットルとなっています。これは人口の約10%に当たる7,500人に対して、1人当たり1日3リットルで3日分、9リットルの供給を想定した数量となります。

備蓄方法としては、長期保存可能なペットボトルでの備蓄を行っており、現時点では備蓄目標に対して約5万9,000リットル、87%の備蓄率となっています。

また、市役所本庁舎東側には、飲料可能な受水槽があり、2万5,000リットルを賄うことができるため、その分を加味すると、約8万4,000リットル、124%の備蓄率となっています。

このような状況から、ペットボトルは、令和2年度以降、購入をしていませんが、賞味期限が切れるものも出てくるため、今年度から順次計画的に入れ替えを行うことで、常に高い備蓄率を維持していきます。

これらの備蓄水は、災害が発生し、市民の方が避難した際、円滑に使用できるよう、指定避難所等に設置している市内53か所の備蓄倉庫に分散して保管しています。そのほかにも、サントリープロダクツ株式会社などの市内事業所とも複数災害協定を締結することで、飲料水の確保に努めています。

また、災害時の被災者への給水方法については、開設した指定避難所において、ペットボトルの備蓄水を配布します。加えて、災害対策本部に要請があった場合には、医療施設等へ優先的に給水を行うこととしています。

次に、生活用水に関しては、まずは飲料水の確保を行う観点から、具体的な備蓄目標を掲げていません。現状としては、賞味期限が過ぎた備蓄水や学校のプールの水などを活用することを想定しています。また、生活用水はトイレや洗濯などに使用するため、飲料水よりも多くの量を必要とし、断水が長期化した際には不足することも予想されます。そのため、現在の手段に加え、ほかの手段も検討していく必要があると考えております。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。飲料水については約124%と、目標以上の量を確保していることが分かりました。一方、給水方法については、原則として開設された指定避難所において、ペットボトルの備蓄水を配布するとのことですが、これは場所によってなかなか大変なことです。なぜなら、さきの投票所への移動支援の質問とも関連しま

すが、そもそも指定避難所まで給水を受けるため、移動が難しい方が少なくないからです。できる限り自宅の近くで給水が受けられるよう、今後の課題として検討をしてください。

さて、生活用水の確保は、現在のところ具体的な備蓄目標はなく、災害の規模により、断水が長期化した際には、大変難しいことが確認できました。

そこで、要旨2に移ります。要旨2、災害協力井戸の登録についてです。

飲料水については、備蓄水の配布や給水車による応急給水で対応するとのことですが、トイレや洗濯などに使用する生活用水の不足が予想されます。賞味期限の過ぎた備蓄水や学校プールの活用では限度があると考えられます。そこで、対策案の一つとして、既存する井戸を災害協力井戸として、市によっては、災害時協力井戸あるいは防災井戸と言っていますが、これを活用することを提案します。

犬山市は、地域特性から、昔から敷地内に井戸のある家が多く、現在でも使用できる井戸が多数あることが推定されます。これらの既存井戸の水を、災害が発生し、水道が断水となった際に、生活用水として提供していただくようにする、すなわち、災害協力井戸としての登録を進めたらどうか質問します。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

災害時には、自分の身は自分で守る自助、地域の人たちが互いに協力する共助、市役所や自衛隊などが行う公助がありますが、災害時の井戸水の活用は、自助や共助につながります。

議員ご指摘のとおり、災害による断水時には、トイレや洗濯などに使用する生活用水が大量に必要となり、既存の井戸の活用は有効だと考えております。このことから、市では、災害時協力井戸の登録制度を今年度中に開始する予定で準備を進めております。

制度の内容としては、市内にある井戸の所有者などが、災害時協力井戸としてあらかじめ登録し、登録された井戸をホームページ等で公表します。そして、災害時には市民や復旧活動従事者が生活用水として、井戸水を無料で使用することができるというものです。

また、井戸水の使用用途は、トイレや洗濯などの生活用水とし、飲料用及び調理に使用することは想定しておりません。

なお、井戸の維持管理は、災害時協力井戸に登録後も、井戸の所有者などに引き続き行っていただきます。

災害時協力井戸登録制度を開始するに当たり、市では、現在市内で使用されている井戸の全てを把握していないため、登録対象となり得る井戸の所有者などへ広く周知をし、1件でも多くの井戸が災害時協力井戸として登録され、災害時の生活用水が確保できるよう努めてまいりたいと考えております。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございます。災害協力井戸の登録制度を今年度開始する予定で、準備を進めているとのことですので安心をいたしました。できれば地域的なバランスを考慮して、多くの井戸を登録できれば、災害時に役立つことでしょう。

繰り返しになりますが、水の確保に関する取組は、自分で水を備蓄する自助、行政が備蓄し、給水する公助がありますが、災害協力井戸は自助に加え、地域の力を生かす共助と言えます。ぜひ、災害協力井戸の登録をきっかけに、共助の必要性の認識をさらに高めてもらえれば、市民の防災意識の向上につながると思います。

ここで再質問をします。

災害協力井戸に対する補助金についてです。

災害協力井戸を適正に管理するためには費用がかかります。具体的には、ポンプの設置、交換、修理などの費用ですが、それに対して補助金を出している自治体もあります。本市として補助金を交付する考えはないか質問をします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

現在検討している井戸の登録制度については、ポンプの設置や交換、修理に要する費用の補助を行う予定はありません。

しかしながら、市内で協力井戸の登録が増えることは、自助・共助の観点からも、市の災害対策につながることから、井戸の所有者が登録しやすい制度となるよう、制度開始後は登録状況を見ながら、補助制度についても研究してまいります。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。現在のところ補助金は考えていないとのことですが、制度開始後登録状況を見ながら、災害協力井戸は地域の共助に効果的であるならば、ぜひ補助金制度の今後の検討を期待して、次の質問に移ります。

件名3、県道大県神社線の改良についてです。

昨年度、待望の都市計画道路富岡荒井線が全線開通し、市内の南北幹線道路については、東部地域の成田富士入鹿線を残していますが、ほぼ整備が進んでいます。今後は都市計画道路蟬屋長塚線のような東西幹線道路の整備が待たれています。

そうした中、ともすれば、新設道路の整備に注目が集まっていますが、既存の幹線道路においても、通過交通のスムーズな処理や歩行者の安全確保のため、改良が必要な箇所があることは言うまでもありません。

そこで、要旨1、主要県道の改良予定についてです。

最初に、市内を東西に走る主要幹線道路のうち、改良の必要性があると考えられる犬山地区の県道御嵩犬山線、羽黒地区の県道多治見犬山線、楽田地区の県道大県神社線について、現在改良に向けて、愛知県においては、どのように進められているか質問します。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

まず、県道御嵩犬山線においては、犬山駅北の犬山1号踏切から西へ約100メートルの未

整備区間について、自転車と歩行者の安心・安全確保を最優先として、現在の車道部分は拡幅せず、交通規制も一方通行のままで、南側に片側歩道を整備する方針で、現在、県は名古屋鉄道と踏切拡幅に向けて協議を進めているところです。

次に、県道多治見犬山線においては、高見交差点から桜海道交差点までの区間については、大型車の交通量も多く、車同士のすれ違いの際には、民地の塀すれすれを通過している状況は把握しています。

こうした状況の中で、交通安全の面からも整備が必要な路線であると認識していることから、令和3年に朝日交差点付近の地元関係者が取りまとめた要望書の提出もあり、市からも強く整備を要望しており、現在、県は愛知県公安委員会と、安全対策等について協議を進めているところです。

最後に、県道大県神社線においては、都市計画道路の位置づけもなく、現在、県による整備予定はないと聞いています。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。主要県道のうち、御嵩犬山線、多治見犬山線については、課題箇所の改良に向けて関係機関との協議が進められていることは理解しました。早い時期に協議が整い、改良工事が実施されることが期待されています。

一方、大県神社線については、都市計画道路の位置づけもなく、整備の予定はないとのことですが、現状を見ると、今後、今の状態が続くことに懸念があります。

そこで、要旨2、県道大県神社線の課題についてです。

参考資料をご覧ください。楽田地区を東西に走る県道大県神社線の斜線部分の区域においては、朝夕、県道春日井各務原線との交差点、これは若宮交差点なんです、を始点とする渋滞が日常化しており、時には若宮交差点から300メートル程度離れた、諸鐘歩道橋、ここにはありませんが、辺りまで渋滞が延びることもあります。

これは名鉄の小牧線の踏切、これ楽田1号踏切ですが、の西側の道路幅が十分でないため、若宮交差点の右折レーンが短いことや、大型車の通行が比較的多いことが影響しているためです。過去には道路北側の建物に大型車が接触し、一部を破損させたこともあったと記憶をしております。

また、道路南側の歩道部分は、写真のとおり縁石やガードパイプがない状態であり、すれ違う車が路側帯を超えていることもたびたび見られ、歩行者の安全が十分に確保されているとは言えません。

そこで、市としてはこのような現状をどのように認識しているか質問します。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

県道大県神社線は、楽田駅のすぐ北側を通る重要な東西軸で、駅の利用者を含め、交通量が多く、特に大型車が多いにもかかわらず、幅員が狭く、すれ違いが困難な状況のため、慢性的な渋滞が発生していることは認識しています。

市としましては、平成17年度、18年度に楽田駅踏切から西へ向かって、若宮交差点の手前約30メートルの区間で県が実施した右折帯設置工事により、渋滞対策については一定の効果があつたと認識しています。

しかしながら、議員ご指摘の楽田駅踏切から若宮交差点までの区間のうち、南側で歩道が整備されていない区間が、約50メートルにおいては、路肩を歩行者が行き交う状態で、安全な歩行空間が確保されていないと認識しています。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございます。市においても、県道大県神社線の現状について、過去の右折帯設置工事により、渋滞対策に一定の効果はあるが、現在でも慢性的な渋滞があることや、南側の歩道が整備されていない状況で、安全な歩行空間が確保されていないことの認識があるという答弁でした。

そこで、要旨3、今後の方針についてです。

今年度、現在の楽田出張所が撤去される予定です。県道大県神社線は、楽田の玄関口に当たり、駅から楽田地区の工場、事務所への通勤者の利用も多い駅前の主要道路でもありますので、この機会に市としても、道路改良に対する考えを持って、地権者の意向もありますが、県に対して要望をさせていただいたらどうか、質問をいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

ご質問の県道大県神社線の楽田駅踏切から若宮交差点までの区間においては、現在、地元からの整備要望はない状況であります。今後、地権者の意向を踏まえた地元要望があれば、市からも要望していきます。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 現在のところ、具体的な地元要望がない状況であり、市としては道路改良に対する動きがないことは分かりました。

しかしながら、先に述べましたとおり、この路線は、楽田駅周辺の幹線道路ですので、地元要望とは別に機会を捉え、県との情報共有に努めてもらいたいと考えます。

なお、本年3月に策定された都市計画マスタープランにおいては、楽田地域のまちづくりの方針として、「楽田駅周辺の幹線道路においては、居住環境との調和に配慮した沿道商業施設の立地を促進します。」となっています。沿道商業施設等の立地を促進するためにも、現在の大県神社線の改良は必要であると指摘して、私の一般質問を終わります。

◎議長（柴田浩行君） 議員各位に申し上げます。井手経営部長より先ほどの光清議員への答弁内容について、発言を訂正したい旨、申出がありましたので、許可いたしました。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） 先ほど件名1の投票所の移動支援についての要旨2のほうで、コミュニティバスのコース別利用者で、私、池野善師野コースが25名と申しましたが、正しく

は今井善師野コースが25名ですので、訂正をよろしく申し上げます。

◎議長（柴田浩行君） 4番 光清 毅議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。本日の一般質問はこれをもって打ち切り、来週12日午前10時から本会議を再開いたしまして、一般質問を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

◎議長（柴田浩行君） 本日は、これをもって散会いたします。

午後2時32分 散会